笛吹農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について

笛吹市公告第９号で公告した笛吹農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案について、農用地区域内にある土地の所有者、またその土地に権利を有するものは、当該農用地利用計画の変更案に対して異議がある場合は、次のとおり笛吹市に異議を申し出ることができます。

１　申出及び問い合わせ先

〒406-8510
笛吹市石和町市部 777 番地
笛吹市役所　産業観光部　農林振興課　農産推進担当
電　話　055-261-2033（直通）
※問い合わせの電話番号のため、異議申出の受け付けはできません。

２　異議申出期間

令和８年 12 月 22 日（令和８年 12 月７日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して 15 日目）まで。ただし、天災その他やむを得ない事由がある場合は、その事由がやんだ日の翌日から起算して１週間以内に申出を行ってください。

３　申出にあたっての注意事項

(1)　異議の申出方法

ア　異議の申出方法は、上記窓口へ持参とし、電話等での異議申出は受け付けできません。

イ　異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印してください。

ウ　異議申出人が法人等であるときは、次の事項に記載した書面に法人印を押印してください。

（ア）異議申出人の氏名及び名称・代表者名並びに住所

（イ）異議申出に係る農用地利用計画の変更案

（ウ）異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称・代表者名並びに住所

（エ）異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日

（オ）異議申出の趣旨及び理由

（カ）市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

（キ）異議申出の年月日

(2)　補正

不適法な異議申出に対しては、相当の期間を定めて補正を求めることがあります。

(3)　異議申出の取り下げ

異議の申出は、その異議の申出に対する決定があるまでの間は、取り下げすることができます。

なお、この取り下げは書面により行ってください。

(4)　異議申出の決定

異議の申出に対する決定は、農用地利用計画の変更案の縦覧期間満了後 60 日以内に異議申出人に決定書を送付いたします。